

中小企業ぐんま

個人情報保護法とその対応策
決算事務手続きと会計処理の留意点
商工中金「中央会提携ローン」を創設

VOL.522
2005.

4



群馬県中小企業団体中央会

中央会フラッシュ

.....2

- ・ 組合の決算・税務の実務研修を実施
- ・ 営業マンのための講習会を開催
- ・ 新設組合を対象に運営研究会を開催
- ・ 組合事務局代表者会議を開催

〈特集〉

個人情報保護法とその対応策.....4

決算事務手続きと会計処理の留意点6

商工中金「中央会提携ローン」を創設8

平成17年度中小企業関係補助事業の公募について.....9

—経済産業省・中小企業庁—

ローカルエリアニュース

.....10

- ・ 高崎卸商社街(協)
- ・ 高崎水道工事業(協)
- ・ 群馬県コンクリートブロック事業(協)
- ・ 桐生市本町六丁目商店街(振)
- ・ 館林織物連合(協)

全国の組合情報

.....12

ネットワークフォーラム

.....13

組合訪問

群馬県化粧品小売(協)14

情報連絡員だより

.....15

お知らせコーナー

.....16

〈表紙の写真〉沼田公園の桜

経済アカサ

株 式

株式とは、株式会社の社員たる地位、すなわち、株式会社に出資者として参加した者の法的地位(権利義務)のことをいう。

株式会社は、基本的には1株に1議決権の備わる全て等質の普通株式により構成されるが、様々な経済的・経営的要請から特別の性質の備わる「種類株式」の発行が認められている。利益配当について優先権が認められる「配当優先株」、利益が出た場合発行価額等を支払って株を買い戻す「償還株式」、発行済株式総数の1/2まで発行が認められる「議決権制限株式」、会社が数種の株式を発行できる旨定款で定めている場合に、株主の意思により、他の種類の株式に転換できる「転換予約権付株式」などがよく知られている。

株式を表章する有価証券が株券で、現在は全て記名株券となっており、株式を取得したら会社に対し株主名簿の書換えを請求する。

株式公開会社の株式はすべて譲渡自由であるのに対し、非公開の会社は定款で株式の譲渡制限を設けることも可能である。又、自己株式の買受け及び保有も基本的には自由で、経営政策として株価が安いときに市場から自己株を取得することで流通している株式数を減少させ、株価を維持する方策として行われている。

株式の公開は、JASDAQ市場への登録又は証券取引所への上場という方法をとるが、会社にとっては、公開によって市場を通じた資金調達が可能となる他、知名度の向上や社会的信用が増すなどの効果がある。その一方で、不特定多数の投資家から資金調達を行うことから証券取引法による規制の対象となり、業績などの企業情報の開示義務等が課されることになる。

組合の決算・税務の実務研修を実施

二月二十二日と三月三日の二回にわたり、前橋市・マーキュリーホテルにおいて、決算・税務に関する「組合実務講座」を開催した。

両日とも、税理士の塚越正司氏を講師に、組合における決算処理や組合税務と申告のチェックポイントについて、具体的な解説が行われた。

第一回は、組合の決算処理をテーマに説明が行われ、はじめに組合決算書のつくり方や決算書の見方について、そのポイントが示された。さらに、足腰の強い組合を作るためとして、①自己資本の強化、②キャッシュフロー経営の強化、③粗利益と固定費の把握の必要性が説かれた。また後半には、組合における内部統制と不正防止対策について説明が行われた他、減価償却及び持分払戻に関する演習も行われた。

さらに、第二回目では、組合税務と申告のチェックポイントをテーマに解説が進められた。組合特有の税務処理について解



説がなされ、税務申告書作成実務では、事例に基づき申告書を実際で作成する演習が行われ、参加した組合実務担当者は、真剣に問題に取り組んだ。

営業マンのための講習会を開催

三月六日、前橋市・前橋問屋センター会館において、群馬県菓子問屋(商)を対象にした「業種別講習会」を開催した。



講演する雨宮氏

当日は、「営業マンのための説得の基本」をテーマに、経営教育コンサルタントの雨宮利春氏が講演を行った。

雨宮氏は、「説明とは相手に知識を伝えることであるのに対し、説得とは相手の思想や行動を変えること」とした上で、「説得の三要素は、信頼性・理論性(話し方の道筋)・熱意。しかし、三要素が揃っていても、相手がそれを受け入れられる領域と受け入れることが無理な領域がある。説得時のポイントは、①一度に全てを受け入れさせようとしない、②相手の価値観を変えようとしない、③他の

選択肢を提示する、④情熱を持って話す、⑤相手の不安を取り除く、⑥相手の気持ちの変化を見落とさない、⑦いろいろな角度から説得する、⑧ユーモアを効果的に活用する、⑨相手のボディランゲージにも配慮する、⑩意外性の演出に心がけること。また、反論か拒否かを見極める。反論であれば説得の余地はある」と営業における説得のポイントを解説した。



新設組合を対象に

運営研究会を開催

三月十五日、前橋市・群馬県中小企業会館において、今年度設立された新設組合を対象に、「新設組合運営研究会」を開催した。



当日は、本会の指導員が講師となつて解説。はじめに「組合の理念と実践」をテーマに、組合の基本的性格、組合法と認可制度、組合組織、組合七原則、事業運営等について説明を行った。特に事業運営では、実施体制を確立し、内部牽制制度を確立することが重要である旨の説明を行った。

また、「登記・届出等について」では、事業年度終了後の諸手続きについて、年度末の組合事務処理日程を中心に、決算関係書類の作成、理事会・通常総会の開催、登記・届出事項等について説明を行った。尚、市町村合併について、それに伴う事務所の所在地、組合の地区に関する定款変更及び変更登記の必要性の有無についても説明を行った。

さらに、「組合の経理・税務処理について」は、決算関係書類作成上の留意点について説明を行うとともに、組合税制については、組合に対する優遇措置等の説明を行った。

組合同事務局代表者会議を開催

三月十八日、前橋市・マリーキュリーホテルにおいて、「組合同事務局代表者会議」を開催した。本会議は、毎年、この時期に期末・期首の組合同事務等の確認を行うとともに、総会資料等の作成に当たつての情報提供を行うことを目的に開催しているもの。

当日ははじめに、「エイジフリー及び高年齢者雇用安定法の改正内容」をテーマに、(有)新井労働管理事務所代表取締役・新井政信氏が講演。新井氏は、「法改正により、六十五歳までの安定した雇用を確保するために、①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止(エイジフリー)の何れかの措置を講じなければならぬ」とした上で、継続雇用制度導入のポイントについて具体的な解説を行った。

その後、本会深井専務理事を座長に様々な情報提供を行った。先ず高橋常務理事が、景況動向をはじめ、中小企業を取り巻く諸情勢について報告を行った。また、東



宮事務局長が、平成十七年度中央会事業計画案及び主要行事日程について説明を行い、さらに、金沢指導部長が、総会運営の留意点や総会前後の一連の諸手続き、中小企業関係税制の改正点等について説明を行った。

個人情報管理への意識改革を

四月一日より「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が全面施行となりました。同法は、個人情報を取得し利用している事業者に対し、様々な義務と対応を定めています。法律の概要と、事業者が取り組まなければならない事項を中心に紹介します。

個人情報保護法とは

個人情報保護法とは、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利と利益を保護する」ために、個人情報を取得し、取り扱っている事業者に対し、様々な義務と対応を定めた法律です。

この「個人情報の有用性に配慮しつつ」というのがポイントであり、つまり、すでに個人情報の利用が拡大している現状を踏まえ、事業者の個人情報の取扱いの必要性和個人の権利との調整を図ろうとしたことにその目的があります。

◇個人情報とは

法律でいう個人情報とは、「生

存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）と定義されています。

更に、経済産業省の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」では、「氏名・性別・生年月日等個人を識別する情報に限らず、個人の身体・財産・職種・肩書等の属性に関して、事実・判断・評価を表す全ての情報で、評価情報、

個人情報の具体例

	個人情報に該当する例	個人情報に該当しない例
企業関連の個人情報	企業における職位等と本人の氏名との組合せ情報	法人等の団体に関する情報（団体情報）
映像情報	防犯カメラに記録された本人が判別できる映像情報	
メールアドレス情報	個人が識別可能	個人が識別できない
雇用管理情報	会社が社員を評価した情報	
公表されている情報	官報、電話帳等に公表されている情報	個人を識別できないような統計情報
名 刺	名刺の情報を検索可能にしている	他人には分からないように独自の方法で分類
アンケート回答はがき		氏名、住所等で分類、整理されていない
短期間保有の個人データ	更新する個人データ	6ヶ月以内に消去する個人データ

公刊物等によって公にされている情報や映像、音声による情報も含まれ、暗号化されているかどうか

を問わない。」としています。

従って、「防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報」や、「特定の個人を識別できるメールアドレス情報」なども個人情報として挙げています。

◇個人情報データベース等とは

個人情報データベース等については、「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう」に体系的に構成したもの」及び「特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」として政令で定めるもの」と定義されています。

例えば、名刺に記載された氏名・住所・電話番号は「個人情報」ですが、それをそのまま保管している程度であれば、「個人情報データベース等」には該当しません。しかし、名刺の情報をコンピュータに入力してリスト化したりして、検索可能な状態にしたものは、「個人情報データベース等」に該当することになります。

◇個人情報取扱事業者とは

個人情報取扱事業者とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」であつて、その「個人情報データベース等」で識別

される個人情報の合計数が、過去六カ月以内のいずれの日においても五千件を超えているもの、とされています。

個人情報取扱事業者の義務

法律の施行に伴い、適用対象となる個人情報取扱事業者には様々な義務が課せられることになりました。

◇利用・取得に関するルール

・個人情報の利用目的をできる限り特定し、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはなりません。

・偽りその他不正な手段によって個人情報を取得することは禁止されます。

・本人から直接書面で個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければなりません。間接的に取得した場合は、すみやかに利用目的を通知または公表する必要があります。

◇適正・安全な管理に関するルール

・顧客情報の漏えいなどを防止するため、個人データを安全に管理し、従業者や委託先を監督しなければなりません。

・利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つ必要があります。

◇第三者提供に関するルール

・個人情報をあらかじめ本人の同意を取らないで第三者に提供することは原則禁止されます。

◇開示等に応じるルール

・事業者が保有する個人データに関して、本人から求めがあつた場合は、その開示、訂正、利用停止等を行わなければなりません。

・個人情報の取扱いに関して苦情が寄せられた時は、適切かつ迅速に処理しなければなりません。

罰則規定

これらのルールに違反した場合には、まず行政からは正勧告が出され、なおかつ、これに応じない場合には是正命令が出されることとなります。そして、是正命令に従わなかった場合には、六カ月以下の懲役または三十万円以下の刑事罰が科せられます。

個人情報保護法への対応策

法律では、事業者が守らなければならない最低基準を定めている

個人情報リスク評価表

管理番号	個人情報の名称、又は業務名称(※は社外の個人情報)	入手手段等	漏洩等での対外的な影響の大きさ(A)	漏洩等の確率(B)	個人情報の規模(C)	A×B×Cによる判定結果
1			大 中 小	小 極小	大 中 小	重要 一般 その他
2			大 中 小	小 極小	大 中 小	重要 一般 その他
3			大 中 小	小 極小	大 中 小	重要 一般 その他
4			大 中 小	小 極小	大 中 小	重要 一般 その他
5			大 中 小	小 極小	大 中 小	重要 一般 その他
6			大 中 小	小 極小	大 中 小	重要 一般 その他
7			大 中 小	小 極小	大 中 小	重要 一般 その他
8			大 中 小	小 極小	大 中 小	重要 一般 その他
9			大 中 小	小 極小	大 中 小	重要 一般 その他
10			大 中 小	小 極小	大 中 小	重要 一般 その他
11			大 中 小	小 極小	大 中 小	重要 一般 その他
12			大 中 小	小 極小	大 中 小	重要 一般 その他
13			大 中 小	小 極小	大 中 小	重要 一般 その他
14			大 中 小	小 極小	大 中 小	重要 一般 その他
15			大 中 小	小 極小	大 中 小	重要 一般 その他

に過ぎません。法律さえ守っていれば、また、取扱事業者でなければ、事故の際に損害賠償は請求されないということではありません。特に、個人情報の多くが電子データによつて取り扱われるようになった結果、情報漏洩に関するリスクが大きくなつてきています。そのため、取扱事業者でなくとも、全面施行を機に、より積極的に関心を持ち、セキュリティ対策に取り組むことが求められています。具体的には、トップダウン方式で、個人情報の漏洩による企業へのダメージや罰則を説明し、個人

個人情報管理台帳

管理番号	個人情報の名称、又は業務名称	重要度	安全確認項目	点検頻度 回/年	点検結果 (点検結果の良否判定記入)	業務委託	提供	廃棄	備考
1					1月 2月 3月 4月 10月 11月 12月				
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

情報管理の重要性を徹底させていくことが肝要です。社員への研修後には、プロジェクトチームを作り、社内における個人情報の洗い出しを、別表の「個人情報リスク評価表」や「個人情報管理台帳」を参考に、整備・チェックしていくことが必要です。そして、個人情報の収集の目的や収集方法、管理の仕方、管理責任者などの社内ルールを定め、ルール設定後は、定期的に内部監査を行つて、問題点を把握し、ルールの見直しを行い、更なる業務改善を目指していくことが重要と言えます。

決算事務手続きと

会計処理の留意点

四月に入り多くの組合では、決算書作成や総会準備で一番忙しい時期を迎えているかと思えます。

そこで、組合特有の会計処理を含め、事業年度末における決算事務手続き及び税務申告のポイントについて、まとめてみました。

決算事務の手順

組合では事業年度が終了すると、諸帳簿の締切、組合員名簿の整理などを行い、決算関係書類を作成します。組合の決算関係書類は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案を指します。この決算関係書類の作成にあたり注意する点は、決算手続には一定の順序があり、この順序に従って行う必要があるということです。

組合特有の会計処理

■脱退組合員に対する持分の払い戻し

脱退組合員の持分額は、決算に

出資額限度による払戻しの仕訳例

○組合正味財産が脱退者の出資額を上回った場合は出資額を限度として払い戻します。
 事業年度末日〈決算書上に表示〉
 (借方)出資金××××
 (貸方)未払持分××××
 通常総会終了〈決算書の承認〉
 (借方)未払持分××××
 (貸方)現金(又は預金)××××
 ○組合正味財産が脱退者の出資額を下回った場合は差額は減資差益として資本準備金として積み立てます。
 (借方)未払持分××××
 (貸方)現金(又は預金)××××
 (貸方)資本準備金××××

出の出資金及び加入金を超える部分の金額は、みなし配当として二〇%の源泉税を徴収しなければなりません。

この部分の払い戻しについては、剰余金処分案において「脱退者持分払戻」の剰余金処分項目を設けて、ここにその金額を掲記し、通常総会においてその剰余金処分案の承認を求め、その承認後に通常総会の日付けをもって未払金に振替えることとします。

持分の払い戻しは定款によって規定されていますが、持分額のうちの出資額を限度としている場合にあっては、持分額が出資額を下回る場合は持分額が、持分額が出資額を上回る場合には出資額が払い戻されることとなります。従って常に払戻額が出資額を上回ることはないので、払戻額にみなし配当が含まれることはありません。

■賦課金の仮受処理

当年度の教育情報事業の賦課金に剰余が生じた場合において、その剰余の生じた原因である未消化事業を翌年度に繰越して実施することが確実であれば、その予算額を仮受処理することが認められます。税法上益金不算入が認められ

ている教育情報事業賦課金の仮受経理をするためには、教育情報事業に関する収支は、他の事業の収支と区別することが必要です。

この手続きに併せ、教育情報事業賦課金収入によって賄う教育情報事業費用とその他の事業費用とは区別する手続きを行い、損益計算書を作成することが必要です。

■剰余金処分案と損失処理案

決算により算出された当期利益又は当期損失に前期繰越利益又は前期繰越損失を加減した金額を処分又は処理するに当たっては、当期利益(又は損失)に前期繰越利益

剰余金処分又は損失処理の例

項目	剰余金処分案				損失処理案	
	A	B	C	D	E	F
1. 当期末処分利益	180	20	0	30	—	—
当期末処理損失	—	—	—	—	△20	△30
①当期利益	100	100	100	—	—	100
当期損失	—	—	—	△70	△70	—
②前期繰越利益	80	—	—	100	50	—
前期繰越損失	—	△80	△100	—	—	△130
2. 剰余金処分額	25	5	—	—	—	—
①利益準備金(10分の1以上)	10	2	—	—	—	—
②特別積立金(10分の1以上)	10	2	—	—	—	—
③教育情報費用繰越金(20分の1以上)	5	1	—	—	—	—
3. 次期繰越利益	155	15	0	30	—	—
次期繰越損失	—	—	—	—	△20	△30

(又は損失)を加減して未処分利益の場合は剰余金処分案とし、未処理損失の場合には損失処理案とします。

組合で剰余金が生じた場合には、まず利益準備金・特別積立金・教育情報繰越金を留保し、その後でなければ出資配当ないし利用分量配当は計上できないこととなっています。

利用分量配当は、事業別区分損益計算の結果、経済的事業に事業利益が生じた場合、その事業利益のうち員外取引分を除き、組合と組合員との取引によって生じた事業利益に限り、組合員との取引高に応じて行われる配当です。決算処理に当たっては剰余金処分案に計上され、税務上これを申告調整によって損金に算入します。

また、出資配当は、払込済出資金を基に行われる配当で、配当率の最高限度が一割とされています。

一方、損失のてん補にあたっては、利益準備金に関して、損失のてん補に充てる以外は取り崩してはならないとされています。特別積立金に関しては、出資総額を超えた部分について損失がない場合

に限り、総会の議決をもって取崩すことができます。

税務申告

事業年度が終了した日から二ヵ月以内に、通常総会の承認を受けた決算に基づいた法人税・消費税(税務署)、事業税・県民税(行政事務所)、市町村民税(市町村)の確定申告を行い、それぞれ税額を納付しなければなりません。

また、平成十六年度の税制改正の主な点は次のとおりです。

○欠損金の繰越控除期間の延長

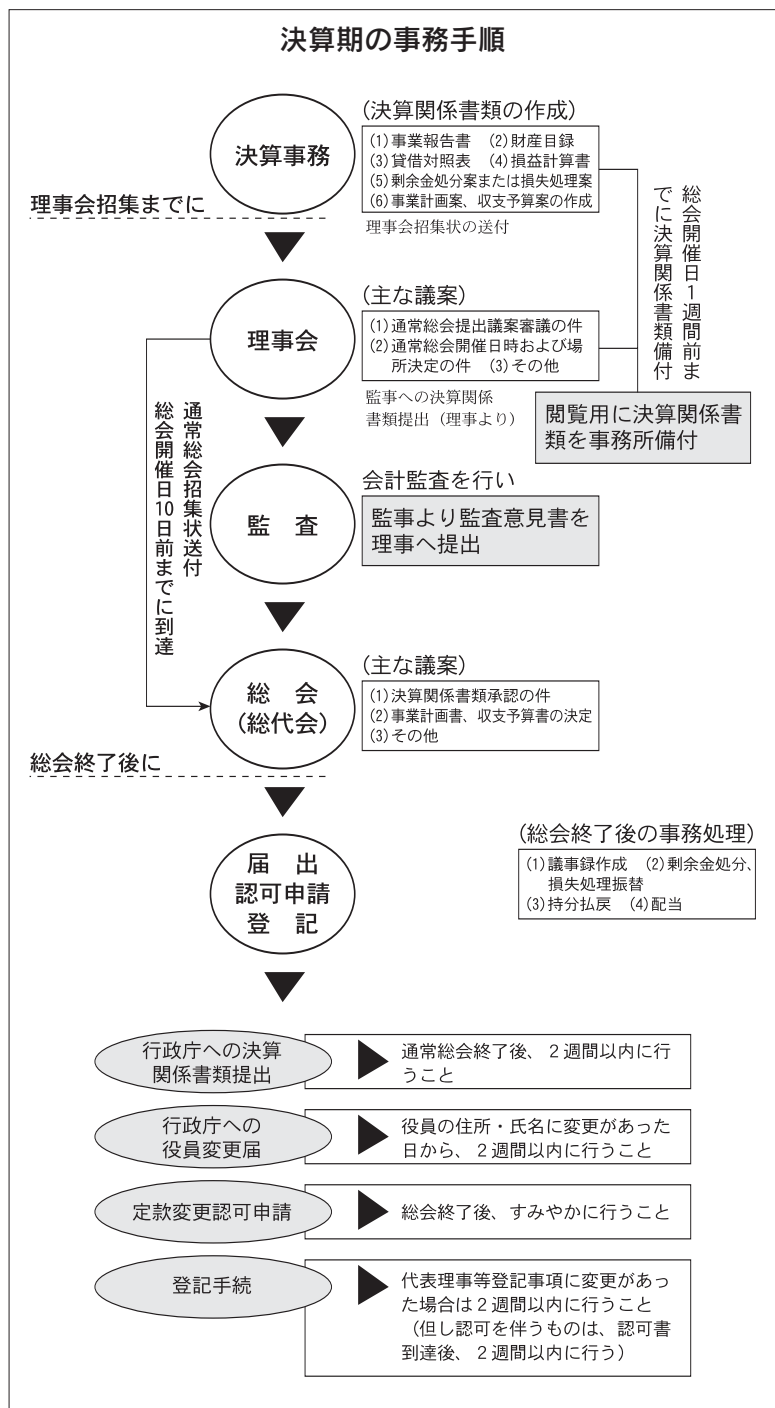
青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除期間が七年に延長されています。平成十三年四月一日以後に開始した事業年度において発生した欠損金額から適用されます。

また、欠損金の繰越控除期間の延長にあわせて、法人税に係る帳簿書類の保存期間が一律七年に

○中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等が機械設備等を取得した場合の特別償却制度等の適用期限が延長されています。また、器具備品の取得価額の最低限度が百万円から百二十万円に引き上げられ、リース費用の総額の最低限度額も百四十万円から百六十万円に引き上げられています。

決算期の事務手順



商工中金「中央会提携ローン」を創設

「会員組合の一体性維持を金融面から支援」

商工中金では、全国中央会・都道府県中央会と提携し、会員組合の組合員を対象とした、迅速な手続きによる「中央会提携ローン」の取扱いを開始します。

同提携ローンは、商工中金の組合に対する総合支援策である「コーポラティブ21」の強化の一環として、「新設組合に対する中央会推薦貸出制度」「新設企業組合に対する貸出制度」に続き、中央会との緊密な連携の下、中央会並びに会員組合の一体性維持を金融面から支援することを目的としています。

■貸出対象者

中央会の推薦を受けた組合の組合員で、以下の要件を備えるもの

- ① 業歴三年以上の法人
- ② 申込時点で、商工中金との取引がないこと
- ③ 組合加入歴が三年以上
- ④ 既往の取引金融機関からの借入につき、延滞または返済緩和等の条件変更がないこと

※本貸付制度の取扱いに際しては、

推薦を受けようとする組合が商工中金に所属していない場合、所属することが必要となります。

■貸出使途

長期運転資金

■貸出限度

一社当たり、三千万円以内

■貸出利率

商工中金の所定の利率から、
○・一％の優遇。さらに、日本税理士会連合会所定の「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」の添付により、○・三％優遇。

■貸出期間

三年以内

■返済方法

元金均等分割返済

※据え置き期間無し。但し、特に必要な場合、六カ月まで可能。

■担保

原則、担保は不要

■保証人

原則として、法人の代表者一名

■中央会による推薦要件

中央会による推薦には、以下の要件が必要となります。

- ① 原則、組合において金融事業を実施していないこと
- ② 組合運営が適切に行われていること
- ③ 組合役員・組合事務局とも、当該提携ローンについて理解していること
- ④ 組合事務処理に不安のないこと

商工中金のコーポラティブ21

コーポラティブ21とは、組合をバックアップしていくための商工中金の総合支援策で、以下のような資金が対象となります。

- ① 組合経済事業活性化に必要な資金
- ② 金融事業を実施するための資金
- ③ 新設組合が事業を展開していくための資金
- ④ 経営革新・新事業創出・創業といった中小企業を取り巻く新たな課題に取り組むために必要な資金



この他、中小企業の総合支援策として、以下の21シリーズが用意されています。

▼イノベーション21

新規性の認められる事業を行うために必要な設備・運転資金

▼オーバークロス21

海外進出にともない必要となる設備・運転資金

▼リフレッシュ21

新分野進出、ISOの導入、創業、地球環境問題、IT導入・活用等に必要資金

～平成17年度 中小企業関係補助事業の公募について～

企業の調査研究、研究開発等を積極支援 —経済産業省・中小企業庁—

経済産業省・中小企業庁では、平成17年度における中小企業関係補助事業の公募を行っています。ビジネスシステム構築に向けての調査研究やその開発・導入、新事業展開等を図るための新技術・新製品に関する実用化研究開発、地域の新産業の創出に貢献する製品・サービス等の開発に対し、積極的な支援を行う内容となっています。

▼IT活用型経営革新モデル事業

《事業概要》

中小企業のITを活用した経営革新を図ることを目的に、中小企業者または中小企業者が主に連携して設立するコンソーシアムが実施する以下の事業に対し、経費の一部を補助する。

①事前調査研究事業

経営革新を行うために有効なビジネスモデル構築に向けての事前調査研究を行う事業

②経営革新支援事業

地域でのビジネスモデルとなるシステム（ビジネスシステム）の開発・導入を行う事業。

《補助対象者》

中小企業者並びに構成員の三分の二以上が中小企業者であるコンソーシアム。

※コンソーシアムは、複数団体・企業による共同申請で、その監事団体・企業は中小企業者に限る。

《補助金額》

①事前調査研究事業

一件当たり百万円～五百万円

②経営革新支援事業

一件当たり三百万円～三千万円

《補助率》

補助対象経費の二分の一以内

《公募期間》

平成十七年三月二十三日～四月二十二日まで

《問合せ先》

関東経済産業局情報政策課
☎〇四八―六〇〇―〇二八二

▼中小企業・ベンチャー挑戦支援事業の実用化研究開発事業

《事業概要》

中小企業者等が行う、実用化研究開発（開発終了後速やかに当該技術を実施または製品化することを目的とした研究開発）に要する経費の一部を補助するとともに、ビジネスプランの具体化に向けたコンサルティング等を一体的に実施する。

《補助対象者》

中小企業者並びに事業協同組合等の中小企業団体など

《補助金額》

一件当たり四千五百万円以内

《補助率》

補助対象経費の三分の二以内

《公募期間》

平成十七年三月二十八日～四月二十七日

《問合せ先》

関東経済産業局技術振興課
☎〇四八―六〇〇―〇二八七

▼地域新生コンソーシアム研究開発事業（中小企業枠）

《事業概要》

大学等の技術シーズや知見を活用した地域における産学官の強固な共同研究体制を組むことにより、地域の新産業の創出に貢献しうる製品・サービス等の研究開発事業を委託する。

《委託対象者》

①参加企業数の三分の二以上が中小企業者であること。

②研究開発費総額のうち、管理法人の設備関係経費を差し引いた金額の三分の二以上を中小企業が担当すること。

《研究開発期間》

二年以内

《委託金額》

初年度 三千万円以内、
二年度目 二千万円以内

《公募期間》

平成十七年四月一日～二十一日

《問合せ先》

関東経済産業局技術企画課
☎〇四八―六〇〇―〇二三七



ローカルエリアニュース

ガイドブックとDVDでPR

高崎卸商社街(協)

高崎卸商社街協同組合(岡村晶夫理事長、組合員百四十人)では、このほど、平成十六年度2006高崎卸商社街企業ガイドブック「VIENTO創造人」を作成し



「VIENTO創造人」とDVD

た。人材確保に活用するとともに

問屋街PRの一助とすべく、平成十六年度人材確保推進事業の一環として作成された。同団地を代表する六社の若手社員の対談や主な組合員企業の会社紹介、問屋街を構成する企業一覧等を掲載。

併せて作成されたDVDには、問屋街の歴史、企業、活動内容や施設等が詳細に紹介されている。

同組合では、今後の求人活動に活用していきたいとしている。

青年部創立30周年を祝う

高崎水道工事業(協)

高崎水道工事業協同組合(熊井戸孝治理事長、組合員八十九人)の組合青年部・水青会(須川光一会長、会員四十二人)は、創立三十周年を迎えたのを機に、二月十八日、高崎ビューホテルにおいて



挨拶を行う須川青年部会長

三十周年記念式典を開催。親組合を始め、地元の高崎市役所等関係機関からの来賓を含めて約百四十名が出席し、組合青年部の新たな門出を祝った。

当日は、水青会三十年の歩みが紹介された後、須川会長より青年部の更なる発展を期して力強い挨拶が行われた。

また、式典終了後に行われた祝賀会では、和太鼓の演奏が会場の雰囲気盛り上げ、華やかな祝宴となった。

創立50周年記念式典を開催

群馬県コンクリートブロック事業(協)

群馬県コンクリートブロック事業協同組合(町田錦一郎理事長、組合員十三人)では、二月二十一日、伊香保町福一において、組合創立五十周年記念式典を開催した。

多数の来賓を含め百名を超える出席者を前に挨拶に立った町田理事長は、昭和三十年に設立された同組合が戦後復興に果たしてきた大きな役割を振り返りながら、「日本一の地場産業」を次の世代に引き継いでいくことの重要性を力強く訴えた。



挨拶を行う町田理事長

式典では、組合功労者や優秀従業員等に対して、県知事、中央会長、商工中金理事長、同組合理事長より表彰状が手渡された。式典終了後は、懇親会が和やかに開催され、出席者は更なる組合の発展を誓い合った。

街かどウィンドギャラリー展開催

桐生市本町六丁目商店街(振)

桐生市本町六丁目商店街振興組合(木村均理事長、組合員七十六人)では、三月四日～六日、第十五回街かどウィンドギャラリー展

を開催した。

今回は、桐生地域の子供たちが描いた書や絵画の応募総数が、過去最高の三千三百七十三点にのぼり、このうち入賞作品二百二十八点が各商店の店先に飾られ、商店街を行きかう人々が作品に見入る姿が随所で見られた。



入賞者の表彰式の模様

新作を集め求評会を開催

館林織物連合(協)

館林織物連合協同組合(山口智正理事長、組合員二十五人)では、三月九日、館林市文化会館において、二〇〇五年春夏向織物新作品求評会を開催した。



飛び(かすり)の風合いを活かした製品の数々

長い歴史を持つ同求評会では、木綿を主体に、生地ではなく糸の段階で染め上げる「先染め」を取り入れ、独自の風合いが特徴である「館林飛び(かすり)」や、「唐棧縞」等の反物をはじめ、伝統的な技術に様々なノウハウを駆使し、新たなニーズに対応した各種和装製品が、展示即売された。

山口理事長は、「最近では、ヨーロッパ風の格子に飛び(かすり)を利用した和装に捉われない製品作りも行っている。今後とも、求評会の成果を踏まえ、消費者を意識した製品作りを目指していきたい。」と語っていた。

組合からのお知らせ

群馬のお酒を楽しむ会

群馬県酒造(協)

・四月二十二日(金)

午後六時三十分

・伊勢崎ブリオパレス

・参加費：三千円

・申込：四月七日までに、

組合(☎〇二七―二六一―

三一三一)まで。

※対象二百名(定員になり次第、締切り)

前橋アースデイ二〇〇五

前橋中央通り商店街(振)

・弁天通り商店街(振)

・四月二十四日(日)

午前九時三十分

午後四時三十分

・エコゆめコンテスト作品

展、苗木配付、リサイクル

市などを開催。

柳波まつり

沼田市上之町商店街(振)

沼田市中の会商店街(振)

沼田市下之町商店街(振)

・四月二十九日～三十日

・童謡作家「林柳波」にちな

んだイベントを開催。

北から南から

全国の組合情報

秋田県

ユニークな発想で商店街を活性化

「湯沢市柳町商店街協同組合」では、「百円商店街」や、「どんぶく（綿入れ半天）DAY」などを実施している。

百円商店街は、中心商店街の活性化を狙い実施している「犬っこまつり」に合わせて、二月に初めて実施。商店街の半数にあたる二十三軒が参加し、各自、独自の商品を百円で提供、大好評を博した。今後は、参加店を拡大させていく計画。

また、どんぶくを無料で貸し出し、商店街を歩いて歩く協賛店から粗品や商品の割り引きサービスが受けられる「どんぶくDAY」も実施。ユニークな発想で、商店街の活性化を図っている。

福島県

ウォーキングで健康に

「岳温泉旅館協同組合」と岳温泉観光協会では、観光客に温泉とウォーキングで健康になつてもらうと、多様な散歩道を持つ温泉地づくりに乗り出した。

温泉と安達太良高原の大自然を活用し、既存のウォーキングコースやトレッキング散策コースなど三十三のコースを指定。健康を目的にした滞在型ウォーキングリゾートとしてPRしていく。更に、各コースのうち、九コースをパワウォーキングコースに指定し、心拍計をつけて歩いてもらい、個人ごとに体力カルテも作成する。

九月には、全国のウォーキング愛好家が集う「ツデーウォーク」も開催する。

長野県

建設作業費を簡単集計

「上田市建設事業協同組合」では、ソフトウェア会社と共同で、建設現場で実際にかかった費用と予算を簡単に対比し、集計・分析できるソフトウェアを開発した。

開発したソフトウェア「C i S ソリューションパッケージ」は、インターネットへ接続可能な建設現場から、その日にかかった材料費や外注費などの費用を入力すると、経営者は手元のパソコンで、すべての現場の予算状況を把握でき、問題があれば改善策を立てることができる。

ソフトは、ソフトウェア会社を通して販売する計画で、迅速な経営判断により、コスト削減が可能になるとしている。

香川県

うちわを世界にPR

「香川県うちわ協同組合連合会」では、国の伝統的工芸品である「丸亀うちわ」を海外に広めようと外国人向けにデザインしたうちわを作成した。

外国人向けデザインのうちわは、国の補助金を活用したもので、英国人やカナダ人のクリエイターに外国人受けする図案を考えしてもらい作成。日の丸をモチーフにしたものや、だるまをイラストにしたもの、「侍」の漢字を使用したものなど十一種類を作成した。

組合では、各国の駐日大使館や、外国人が入りする店舗などに持ち込みPRする。丸亀うちわの素晴らしさを知ってもらい海外にも販路を拡大したい考えだ。

ここに掲載した情報は、全国中央会が全国の組合等に関する情報を収集・編集した「地域組合情報」より抜粋したものです。

詳細情報をご希望の方は、本会情報課までご連絡ください。

今年花粉は要注意

今年は昨年の記録的な猛暑の影響で、春のスギ花粉量が非常に多いと予想されています。予測では、スギ花粉の飛散量は昨年の十〜二十倍といわれています。また、花粉の飛散時期も例年より早めで、さらに、ヒノキも大量の花芽をつけていることから、今年は花粉が長期飛散する可能性が高いようです。

花粉症は飛散量が多ければ多いほど症状がひどくなります。昨年は症状があまり出なかった人も、今年は早めの対策をお勧めします。

花粉症の症状は、くしゃみ、鼻水、鼻づまり、目のかゆみ等ですが、時には、皮膚や喉・気管、消化

管にも影響を及ぼします。風邪の症状と似ているので、区別するのが難しい場合があります。

変だと感じたら受診することをお勧めします。

花粉症は、自然に治るケースは二〜三%で、完治する薬もまだ開発されていない状況です。いかに症状を和らげ、上手に付き合っていくかが大切です。

情報提供▼群馬医療事業(協)



ペット購入の注意点

ペットは生き物です。それぞれに適した環境で飼育することが大事です。また、一度飼ったペットは最後まで飼うことが前提です。飼う前に、動物に対する知識、住宅環境、家族構成などを十分に考慮する必要があります。



健康なペットを購入し、飼育方法について詳

しい説明を聞くためには、信頼できるペットショップを選ぶことが大切です。最近では通信販売やネットオークションを利用する人もいますが、届いてから「こんなはずではなかった」とトラブルになることもあるようです。衝動的に購入せず、実際の動物を自分で確認して購入することをお勧めします。

また、犬や猫の場合は、血統書の交付を伴う場合がありますが、血統書はその犬や猫がどのような親から生まれたかを表すもので、健康の証明ではありません。購入後のペットの健康維持は、もちろん飼い主の責任です。

情報提供▼北関東ケネル事業(協)

暮らし 健康

トピックス

スリランカの大臣が中央会を表敬訪問

去る一月二十五日、スリランカのスメダ・G・ジャヤセナ社会福祉大臣の一行が、本会に表敬訪問に訪れました。

ジャヤセナ大臣は、神戸市で一月二十二日まで開かれた国連防災世界会議出席のため来日しましたが、「国際交流事業(協)」の須賀則明理事長と親交があることから、その後本県を訪れ、県庁や前橋市役所とともに、組合の上部団体として本会に立ち寄られました。

ジャヤセナ大臣は、同国のインド洋津波被害について、約二十五万人が避難生活を余儀なくされている等、その被害状況を説明。友好的な日本の支援に感謝するとともに、一層の復興支援を訴えていました。



ジャヤセナ大臣(右より3人目)を囲んで、須賀理事長(右端)と本会深井専務理事、高橋常務理事

組 訪 問 合

群馬県化粧品小売協同組合

群馬県化粧品小売協同組合は、県内の化粧品小売店百五十二店によって構成されている。

三月某日、アーケードの天蓋から柔らかな春の日差しが差し込む前橋中央通り商店街の関口理事長のお店で、事務局担当の佐脇寛美氏を交えてお話を伺った。

同組合は、明治二十九年に発足した前橋小間物商組合を前身とする歴史の長い組合。平成十一年に法人化した時の模様について組合設立時より理事長を務める関口氏は「平成九年の再販制度撤廃により、従来の任意団体ではできなかった共同経済事業を通じて、中小化粧品小売店の経営健全化とメーカーに対する交渉力を強化し

ていくため、法人化への機運が盛り上がり、平成十一年一月に協同組合として生まれ変わりました。組合設立により、全国化粧品小売協同組合連合会（全粧協）と連携を強化しながら、全国規模で化粧品小売店の抱える課題の解決に取り組めるようになりました」と語った。

組合事業について伺うと「今最も力を入れているのが業界独自ブランドの化粧品『KIRYO』の共同購買です。これは、全粧協が大手化粧品メーカーと共同開発し



りんごエキスを活かした「KIRYO」

たもので、りんごのエキスを活かした化粧水、美容液、乳液、クリーム等があります。また、最近では中央会のご支援を得て開催した研修会等の教育情報事業にも力



関口理事長(右)と事務局担当の佐脇氏

を入れていきます」とのこと。

組合事業を支える事務局は、現在は理事長のお店で担当しているが、関口理事長は全粧協の役員も

理事長のひまじや

普段の仕事の中で感じることは、化粧品販売業は、世の中を明るく装う夢のある商売だということとです。

化粧品は、人に元気と美しさを与えるとともに、別の自分に出会えるチャンスを与えてくれるものであり、販売店はお客様にとっても従業員にとっても「舞台」であると考えています。

舞台でお客様を光り輝かせるた

組合の概要

務めるだけにさぞやご苦労も多いのではとの問いに、「文書の作成や発送作業は相当な量になります。幸い佐脇さんが専用のコンピュータを使って全粧協との連絡調整や情報収集を行うとともに、組合事務全般を担当してくれるので大変助かっています」と傍らの佐脇氏の協力を称えていた。

理事長 関口俊雄
所在地 〒371-0033
前橋市千代田町二一ー四
電話 〇二七-二三一-三三八八
設立 平成十一年一月十二日
組合員 百五十二人

めには、舞台を演出する従業員の接客態度やメイク、店舗の内装・照明、商品品揃え等が不可欠です。但し、これらを中小小売店単独で全て採り入れることは、なかなか難しいものがあります。私が組合事業を積極的に活用する理由がここにあります。

今後とも、ユーザーに愛される店づくりに役立つ組合運営に努めていきたいと考えています。

受注増も、依然収益好転せず

2月分の報告より

業界 WEATHER

全 体 1月 2月
/// → /// 前年同月比

製造業	/// → ///	窯業・土石製品	/// → ///	非製造業	/// → ///	サービス業	/// → ///
食料品	/// → ///	機械・金属	/// → ///	卸売業	/// → ///	建設業	/// → ///
繊維・同製品	/// → ///	その他の製造業	/// → ///	小売業	/// → ///	運輸業	/// → ///

概況

製造業は、受注量が安定するところも見受けられるが、全体に販売価格の低迷等から収益は厳しい。非製造業は、消費に伸びがなく低調。受注増加も、素材・原油価格高騰や販売価格低迷により、依然収益好転せず。

食料品	小麦粉需要は、麺関係でバラツキが見受けられ、全体に低調に推移。漬物は、引き続き売上は低調だが、品種により出荷量に格差が見受けられる。酒造は、売上がやや増加するも、収益状況は厳しい。
繊維・同製品	桐生は、和装・服地ともに低調に推移。伊勢崎は、銘仙やウール関連の受注が安定しているが、全体に小口商い中心の取引。繊維製品は、小ロット・短納期受注により、収益確保が難しい。レースは、一部で廃業も。
窯業・土石製品	生コン出荷量は、公共工事が低調なため減少が続き、地域間の格差も一段と鮮明に。コンクリート製品も公共事業の縮小等に伴い、受注は低調。ブロックは、販売価格の持ち直しで売上・収益ともにやや上昇。
機械・金属	自動車関連は概ね受注が安定しているが、原油価格や鋼材など素材価格の高騰、コストダウン要請が依然として強く収益を圧迫。家電関連では、親企業の生産調整や中越地震の影響が大きく厳しい受注状況が続く。
その他の製造業	原木市場は、度々の降雪により入荷量が減少するも、取引は低調なため全体に安値で推移。段ボールは、売上が増加基調で推移し、一部では印刷・加工のデジタル処理による業務効率化で、小口受注への対応も進む。
卸売業	取扱品により受注量や価格に格差も見受けられるが、全体に受注は小ロット化の傾向から、収益状況は厳しい。生鮮野菜は、概ね前年並みの取引で推移。一方、水産物は売上が減少しており、在庫は増加の気配。
小売業	家電は、プラズマ・液晶TVの価格下落もあって、売上は前年割れ。中古車販売は、堅調な軽自動車に比べ普通車は不振。商店街は、春物を揃える店も増えたが、気温が低く推移したことから全体に売上は低調。
サービス業	温泉旅館は、連休や休日にはスキーヤーの宿泊需要も見られたが、平日の一般客に伸びがなく、全体に売上減。自動車整備需要は前年と変わらず低調。不動産も、地域格差が見受けられるが、取引は概ね前年並み。
建設業	全体的に手持ち工事が少なく売上は減少。来年度、更に公共事業予算が縮小し、先行き不安感が強い。塗装工事業は、年度末で一部工事量が増加するも、受注額低迷に苦慮。鉄構業は、店舗や工場等で受注に伸びも。
運輸業	機械関連・自動車関連で荷動きが目立ったほかは、全体に低調に推移した。燃料価格が高値で推移するなか、荷主からの運賃値下げ要請も引き続き強いことから運賃水準は低迷、経営環境は依然として厳しい。

県内の主な経済指標

- 鉱工業生産指数(原指数) 77.0(前年同月比▲7.7%)「県統計課・1月」
- 販売電力量 143,129万KW/H(前年同月比99.0%)「東電群馬支店・1月」
- 住宅着工戸数 1,164戸(前年同月比104.7%)「県建築住宅課・1月」

- 求人倍率(季節調整値) 新規1.78倍・有効1.25倍「群馬労働局・1月」
- 大型小売店販売額 255億円(前年同月比100.7%)「経済産業省・1月」
- 消費者物価指数 97.4(前年同月比▲0.7)「県統計課・1月」
(鉱工業生産指数・消費者物価指数は12年=100とした指数)

第四十九回通常総会のご案内

群馬県中央会

本会では、左記の通り第四十九回通常総会を開催致します。総会終了後、懇親会も行いますので、是非ご出席下さい。
尚、詳細については、別途ご案内申し上げます。

・日時 五月二十五日(水)

午後一時三十分～

・場所 前橋商工会議所会館
二階「ローズ」

・会費 一人 五千元(懇親会費として)

※お問い合わせは、本会総務課まで。

ホームページのリニューアルについて

群馬県中央会

本会では、ホームページをリニューアルしました。中小企業及び中小企業組合にとって有益な情報を提供しておりますので、是非ご覧下さい。

また、「中央会メールマガジン」の登録も随時募集しておりますので、お申込み下さい。

<http://www.chuokai-gunma.or.jp>

※お申込み・お問い合わせは、本会情報課まで。

連続テレビ小説「ファイト」の情報を公開

群馬県

三月二十八日(月)から群馬県を舞台にしたNHKの連続テレビ小説「ファイト」の放送が始まりました。県のホームページでは、「ファイト」の情報を公開中です。
<http://www.pref.gunma.jp/fight/index.html>

ディーゼル自動車粒子状物質減少装置装着費用補助金について

群馬県

群馬県では、ディーゼル自動車に排出ガス中の粒子状物質を減少させる装置(DPF、酸化触媒)を装着する費用の一部を補助しています。平成十七年度補助金申請受付は左記のとおりです。

- ・対象者 県内に居住する個人又は、県内に本店がある事業者
- ・対象車両 平成十七年三月三十一日以前から県内で登録されているディーゼル自動車(車両総重量三・五トン超トラック、定員十一人以上のバス)。
- ・補助率 費用の四分の一(補助金限度額有り)
- ・受付期間 予算枠に達しだい終了
四月十一日(月)～二十二日(金)

五月九日(月)～二十日(金)
六月六日(月)～十七日(金)

※補助制度の詳細や申込方法、申請用紙は、群馬県ホームページ
<http://www.pref.gunma.jp/d01/diesel/index.htm> でご覧になれます。
お問い合わせは、県環境政策課
(☎〇二七―二二六―二八一五)まで。

優良図書のご案内

群馬県中央会

本会では、左記の中小企業関連図書の斡旋を行っています。

- ①「二〇〇五年版中小企業組合必携―総務・会計・税務の実務―」
規格：A5版/五二〇頁
定価：四、七二五円(送料・税込)
 - ②「二〇〇五年版中小企業のための賃金・労務ガイドブック」
規格：A4版/二二七頁
定価：三、六七五円(送料別、税込)
- ※お申込みは、本会総務課まで。

四月の金融相談所スケジュール

◆商工中金前橋支店

午後一時～午後三時

◆太田商工会議所

四月六日、十三日、二十日、
二十七日

編集
後記

▼四月というのに、このところの寒さで桜の開花も遅れ気味のようです。一方で春の洗礼ともいえる花粉の大飛散で苦しめられている人も多く、すんなり暖かい春とはいかないところが、何やら昨今の景気動向と似通っているように思えます。

▼ライブドアとニッポン放送の攻防は日毎にエスカレートし、目まぐるしい展開を見せています。ついにソフトバンクまでが登場し、フジテレビが制作するバラエティー番組よりずっと面白いという外野の声もあつて、益々ヒートアップの様相を呈しています。いずれにせよ、新旧の価値観のせめぎ合い、法整備の盲点、M&Aのあり方等、日本の企業風土を覆しかねない問題を含んでいるだけに今後の展開から目が離せません。

▼四月は大多数の組合で新年度のスタートです。何かと気ぜわしい時期ですが、諸事計画的に進めたいものです。決算事務、総会準備等何なりと本会にご相談下さい。本会も新年度事業を種々企画立案中ですが、六月の役員研修会では「愛・地球博(愛知万博)」の見学を計画中です。又、今年の全国大会は九月十五日に札幌ドームで開催されます。後日改めてご案内致しますが、年度当初の計画に組み込んでいただき奮ってご参加をお願いします。